

納め忘れている税金はありませんか？

町税は福祉や教育、生活環境の整備など、様々な町民サービスを遂行していくための貴重な財源です。町税の滞納は、その財源確保に大きな影響を及ぼし、町民サービスにも支障が出る可能性があります。

▼対象の町税

税目（税金の種類）	納 期
町 県 民 税	1 期～3 期
固 定 資 産 税	1 期～2 期
軽 自 動 車 税	全 期
国民健康保険税	1 期～4 期

一斉催告を発送しています

（平成30年11月末時点で町税に未納がある方を対象に催告書を送付しています）

一斉催告発送日：平成30年12月10日（月）
納付指定期日：平成30年12月25日（火）

※やむを得ない事由（災害・病気・事故等）により、納付が難しい場合には、決してそのままにせず、事前連絡のうえ、必ず納税相談に来庁してください。

【問合せ先】 税務課 収納グループ ☎ 029-240-7104（直通）
開庁時間：午前8時30分～午後5時15分
※毎週水曜日は午後7時まで開庁しています。

介護保険料の納め忘れはありませんか？

介護保険制度は、介護が必要な方や介護する家族の負担を社会全体で支えることを目的に作られ、その費用は40歳以上の方の保険料、国や県、町による公費（税金）で賄われています。一人ひとりの介護保険料は大切な財源です。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

〈介護保険料の納め方〉

- 第2号被保険者（40歳から64歳）
 - ・加入している医療保険（健康保険）と合わせて納めます。
- 第1号被保険者（65歳以上）
 - ・年金が年額18万円未満の人は町から送られる納付書で納めていただきます。
 - ・年金が年額18万円以上の人は年金から天引きになります。
 - ・年金が年額18万円以上であっても次の人は町から送られる納付書で納めていただきます。

年度途中で	65歳になった人（概ね6か月から1年後に年金天引きになります）
	他の市区町村から転入された人（概ね6か月から1年後に年金天引きになります）
	年金の受給が始まった人
	保険料が減額になった人
保険料が増額になった人	
年金の一時差し止めや支給停止になった人	

※介護保険料の滞納が続いてしまうと、介護サービスを利用した際に、利用料を一旦全額支払わなければならない場合や、自己負担する割合が1割もしくは2割で済むところが3割または4割になる場合がありますので、納め忘れのないようお願いします。

【問合せ先】 長寿福祉課 ☎ 029-291-8407（直通）

配偶者控除 及び 配偶者特別控除の見直しについて

配偶者控除・配偶者特別控除が改正されました

平成30年分確定申告・町県民税申告から、配偶者控除・配偶者特別控除が改正されました。表の上段は所得金額、下段（カッコ内）は給与収入金額の目安を表します。

1 配偶者控除額：申告者（納税義務者）の合計所得金額により、控除額が変わります

これまでの配偶者控除額

配 偶 者 の 合 計 所 得 金 額	申告者の合計所得金額に制限なし	
	所得税	住民税
38万円以下 (103万円)	38万円	33万円
(老人控除対象配偶者)	48万円	38万円

平成30年分申告からの配偶者控除額

配 偶 者 の 合 計 所 得 金 額	申 告 者 の 合 計 所 得 金 額					
	9 0 0 万 円 以 下		900万円超950万円以下		950万円超1000万円以下	
	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税
38万円以下 (103万円)	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円
(老人控除対象配偶者)	48万円	38万円	32万円	26万円	16万円	13万円

2 配偶者特別控除：控除できる幅が広がりました

詳しくは、町ホームページ「平成30年分確定申告・町県民税申告から配偶者控除・配偶者特別控除が改正されました」をご覧ください。

これまでの配偶者特別控除額

配 偶 者 の 合 計 所 得 金 額	申告者の合計所得金額に制限なし	
	所得税	住民税
38万円超 40万円未満 (103万円) (105万円)	38万円	33万円
40万円以上 45万円未満 (105万円) (110万円)	36万円	33万円
45万円以上 50万円未満 (110万円) (115万円)	31万円	31万円
50万円以上 55万円未満 (115万円) (120万円)	26万円	26万円
55万円以上 60万円未満 (120万円) (125万円)	21万円	21万円
60万円以上 65万円未満 (125万円) (130万円)	16万円	16万円
65万円以上 70万円未満 (130万円) (135万円)	11万円	11万円
70万円以上 75万円未満 (135万円) (140万円)	6万円	6万円
75万円以上 76万円未満 (140万円) (141万円)	3万円	3万円
76万円以上 (141万円)	0円	0円

平成30年分申告からの配偶者特別控除額

配 偶 者 の 合 計 所 得 金 額	申 告 者 の 合 計 所 得 金 額					
	9 0 0 万 円 以 下		900万円超950万円以下		950万円超1000万円以下	
	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税
38万円超 85万円以下 (103万円) (150万円)	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円
85万円超 90万円以下 (150万円) (155万円)	36万円	33万円	24万円	22万円	12万円	11万円
90万円超 95万円以下 (155万円) (160万円)	31万円	31万円	21万円	21万円	11万円	11万円
95万円超 100万円以下 (160万円) (166万円)	26万円	26万円	18万円	18万円	9万円	9万円
100万円超 105万円以下 (166万円) (175万円)	21万円	21万円	14万円	14万円	7万円	7万円
105万円超 110万円以下 (175万円) (182万円)	16万円	16万円	11万円	11万円	6万円	6万円
110万円超 115万円以下 (182万円) (190万円)	11万円	11万円	8万円	8万円	4万円	4万円
115万円超 120万円以下 (190万円) (197万円)	6万円	6万円	4万円	4万円	2万円	2万円
120万円超 123万円以下 (197万円) (201万円)	3万円	3万円	2万円	2万円	1万円	1万円
123万円超 (201万円)	0円	0円	0円	0円	0円	0円

広報いばらき 1月1日号「税務課からのお知らせ」を拡充します

これまで、町県民税の申告について、1月中旬の全戸配布資料にてご案内していましたが、今年度は内容を拡充して**広報いばらき 1月1日号「税務課からのお知らせ」にてご案内**します。申告相談日程表等のほか、「私は申告が必要ですか？」「医療費控除はどのくらい還付されるの？」など、よくあるお問合せも掲載しますので、ご確認ください。

【問合せ先】 税務課 住民税グループ ☎ 029-240-7114（直通）

茨城町奨学金貸付けの募集

卒業後、茨城町に定住する方は返済免除

町では、経済的理由により大学等での修学が困難な学生を対象に奨学金を貸付けます。この奨学金は、大学等を卒業後6か月以内に茨城町に定住を開始し、その後5年を経過した場合に返済を免除します。

▶**対 象** 大学・短期大学・専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）に在学する方
▶**応募資格** ①茨城町民、または茨城町民の子であること ②人物及び学業ともに優れている者であること
③経済的な理由により修学が困難と認められること ④確実な連帯保証人及び保証人を選任できること

▶**内 容** 募集人数：5人
選考方法：申請書類で選考（応募者多数の場合は小論文試験を実施します）
貸付金額：月額2万円（年額24万円）
貸付期間：在学する大学等の正規の修業期間
利 息 等：貸付利息は無利息（返済が滞った場合は所定の延滞利息を徴収）
返済方法：大学等を卒業後6か月経過後から10年以内に割賦にて返済

▶**募集期間** 平成31年3月1日（金）～4月26日（金）
▶**申込方法** 募集期間内に申請書類（奨学金貸付申請書等）を学校教育課窓口に提出してください（申請書類、申込方法等、奨学金の詳細は、募集要項をご確認ください）。

▶**返済免除** 大学等を卒業後、6か月以内に茨城町に定住を開始し、その後5年間を経過した場合に奨学金全額の返済を免除します。募集要項及び申請書類は、茨城町駒場庁舎 学校教育課窓口で配布しています。また、町ホームページでもダウンロードできます。

【申込・問合せ先】 学校教育課 総務グループ ☎ 029-240-7121（直通）
茨城町駒場 庁舎（茨城町駒場450）